

令和 2 年産 畑作物共済掛金率等一覧表の公告について

岡山県農業共済組合事業規程第 1 2 2 条の規程に基づき、令和 2 年産畑作物共済掛金率について次のとおり公告する。
なお、危険段階別共済掛金率表については、事務所又はホームページでの閲覧とする。

令和 2 年 4 月 1 3 日

岡山県農業共済組合
組合長理事 佐藤 俊和



1. 畑作物共済掛金率・加入者負担率
危険段階別掛金率表のとおり。

区域区分	
第 1 区域	岡山地区農業共済組合 東備農業共済事務組合 倉敷地区農業共済事務組合 井笠地区農業共済事務組合 高梁地域事務組合 真庭市 津山地区農業共済事務組合 勝英農業共済事務組合
第 2 区域	新見市
第 3 区域	新庄村

※農林水産省告示第 2 7 9 3 号の表記に基づき旧組合名にて記載しています。

2. 畑作物の 1kg 当たり価額

共済目的 の種類	農業保険法第 153 条第 1 項の 農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲	左に掲げる金額が適 用となる地域
ばれいしょ	7 類	135.07 円 121.56 円 108.06 円 94.55 円 81.04 円	岡山県の区域
	8 類	84.12 円 75.71 円 67.3 円 58.88 円 50.47 円	
	1 0 類	秋植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 135.07 円 121.56 円 108.06 円 94.55 円 81.04 円 秋植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 84.12 円 75.71 円 67.3 円 58.88 円 50.47 円	
大豆	1 類	128 円 115 円 102 円 90 円 77 円 (大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項に規定する対 象農業者（同法第 5 条第 1 項の規定に基づき同法第 3 条第 1 項第 2 号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が 耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 286 円 257 円 229 円 200 円 172 円 128 円 115 円 102 円 90 円 77 円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行なう耕地に係るものにあつては、 402 円 362 円 322 円 281 円 241 円)	
	2 類	907 円 816 円 726 円 635 円 544 円	
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 128 円 115 円 102 円 90 円 77 円 (大豆について、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 286 円 257 円 229 円 200 円 172 円 128 円 115 円 102 円 90 円 77 円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行なう耕地に係るものにあつては、 402 円 362 円 322 円 281 円 241 円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 907 円 816 円 726 円 635 円 544 円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 225 円 203 円 180 円 158 円 135 円	

3. 賦課方法

共済目的 の種類	引受方式	賦課単位	賦課単価
ばれいしょ	全相殺方式	引受面積 10 a 当たり	150.00 円
	地域インデックス方式	引受面積 10 a 当たり	100.00 円
大豆	半相殺方式、一筆方式	引受面積 10 a 当たり	200.00 円
	全相殺方式	引受面積 10 a 当たり	150.00 円
	地域インデックス方式	引受面積 10 a 当たり	100.00 円